

【用語】所替—大名の領地を移し替えること、移封、転封 未進—年貢を納めていないこと 棄捐—返納を免除する 押買—無理に買い取ること 狼籍—狼藉、乱暴、暴行 返弁—返済すること 家僕—家来、下男 譜代—代々家に仕えている人 相對—双方が納得すること、合意 誅罰—罪を責め罰を加えること 荷担—味方すること 咎—罪、処罰 殿科—殿しい罰

【解説】安中藩は、高崎城から近江国佐和山(滋賀県彦根市)へ移った井伊直政の長男直勝が慶長二十年(一六一五)二月、三万石で入封したのが始まりである。その後、歴代藩主は水野、堀田、板倉(第一次)、内藤氏とめまぐるしく変遷した。しかし、寛延二年(一七四九)二月板倉氏が遠江国相良(静岡県相良町)から再び安中へ入封すると、第二次板倉氏の治政が明治維新までつづくことになった。

この文書は、同年五月板倉勝清が相良から安中への引越しに際し、家中の者へ指示した心得規定と思われる。差出人の鶴殿・奥山の両人は板倉氏の家臣と思われるが、役職や由緒等は明らかでない。内容は、引越し人馬の徵発、竹木伐採等の禁止、武器・諸道具の処理、貸借物の処理、喧嘩口論の禁止など九カ条にわたり、所替えの際の処理や手続の一端がうかがわれる。なお、勝清は安中入封後、ただちに領内の村々へ村明細帳の提出を命じ、この農村実態調査に基づき、寛延三年七月、領民統治の基本となる「御定書」八八カ条を交付した。